

第14次千葉労働局労働災害防止計画（概要）

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

千葉労働局健康安全課

令和5年4月から、第14次千葉労働局労働災害防止計画（以下「14次防」という。）が始まりました。14次防は、第13次労働災害防止計画期間中における労働災害の発生状況や課題など、千葉労働局管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえて策定されています。14次防の概要について、以下お知らせいたします。

労働災害防止計画とは

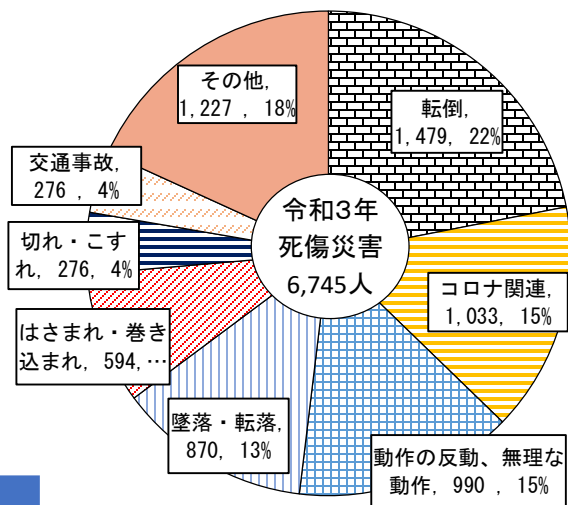
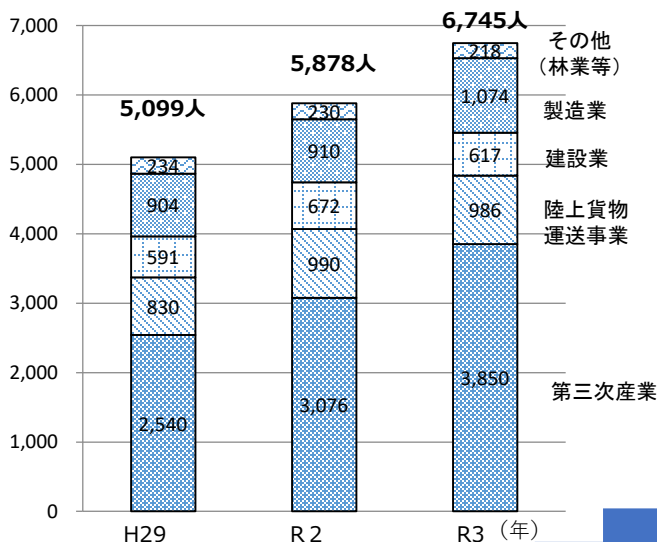
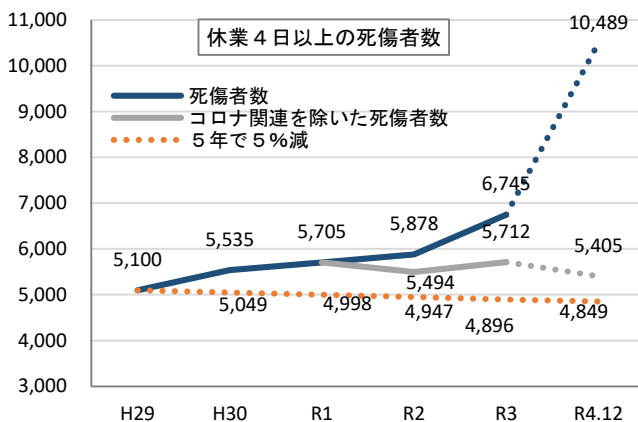
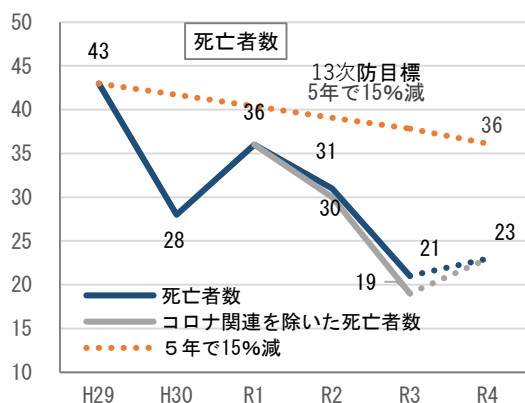
- 労働安全衛生法（第6条）に基づき、厚生労働大臣が、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画のことで、
- 国の第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）は、令和5年3月8日付けで通知されています。（厚生労働省発基安0308第1号）

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況等

- 第13次労働災害防止計画期間においては、**死亡者数の減少**を図ることができました。
- 一方で、休業4日以上の死傷者数は増加しました。増加した要因として、中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組の遅れ、60歳以上労働者の増加の影響が考えられます。
- 中高年齢の女性をはじめとして労働者の作業行動に伴う労働災害（転倒等）が約4割を占めています。



転倒防止対策や高年齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要です

主な計画の目標

重点対策における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を新たに設定し、達成目標（アウトカム指標）を定めています。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
〇労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・ 転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。
〇高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・ 第13次労働災害防止計画期間における60歳以上の死傷者数の増加率と比較して、第14次労働災害防止計画中の増加率を減少させる。
〇労働者の健康確保対策の推進	
・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・ 仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。



死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

計画の重点対策

事業者は、労働者の協力を得て①～⑧の重点対策に取り組むこととしています。
労働局・労働基準監督署が取り組む事項は以下の通りです。

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・ 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用） 等

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 中高年齢の女性をはじめとして高い発生率となっている転倒等につき、経済的損失の「見える化」と、転倒等災害防止の設備等の普及を図る
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等、腰痛の予防対策の普及を図る 等

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版等による周知啓発）

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策への推進

- ・ 「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」の周知
- ・ 安全衛生教育マニュアルを活用した、外国人労働者への安全衛生教育や健康管理の実施

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令の内容を周知

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、石油コンビナート

- ・ トラックからの荷の積み卸し作業に関する墜落・転落防止対策の徹底 等
- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の徹底 等
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策の徹底 等
- ・ 非定常作業におけるリスクアセスメントの実施を指導

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ・ 治療と仕事の両立支援の推進 等

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

- ・ 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ・ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進
- ・ 熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進